

観光物産協会（仮称）設立に向けた事業内容検討のためのワークショップ
実施委託業務仕様書

1 業務の名称

観光物産協会（仮称）設立に向けた事業内容検討のためのワークショップ実施委託業務

2 業務の目的

伊予市では令和4年度内に法人「観光物産協会（仮称）」の設立を目指している。現在の伊予市観光協会は任意団体として運営されており、社会的信用度が低く、運営財源が市からの補助金のみであるため自立した事業展開において収入を得る機会がないのが現状である。さらには年中あるイベントに手を取られ、本来の観光協会としての役割を果たしていない現状がある。

このようなことから、協会が本来担うべき伊予市の観光・物産資源の整備・発展の遂行のため、新規法人にどのような機能をもたせどのような事業展開を行うべきかなど、このワークショップを通して多くの人から意見・アイデアを出してもらい、法人設立及び事業計画作成に活用していくことを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）までとする。

4 委託業務の概要

(1) ワークショップ概要

ア 開催日

開催日については、市が指定する日とする。（2か月に1回程度、全4回の開催とする。）なお、第1回目の開催は9月下旬を想定。

イ 開催場所

開催場所は、市内3地域（伊予地域・中山地域・双海地域）を巡回することとし、市が指定する場所とする。

※施設利用料については、市が負担する。

ウ 参加者数及び対象者

1回当たりの参加者は20～30人程度を基本とし、伊予市内在住又は市内に通勤・通学する高校生以上の者。

※参加者の募集については、基本的に市で行う。なお、応募状況により、参加者数に変動する場合がある。

(2) 業務内容

ア ワークショップの企画

① 参加者の身近なところから、伊予市の観光や特産品に対してのアイデア出しができるよう企画・構成すること。

② 第2次伊予市総合計画（後期基本計画）、現在策定中の伊予市観光振興計画*と連動させながら、観光物産協会（仮称）が担うべき事業内容が検討できるよう企画・

構成すること。

※「伊予市観光振興計画」は、現在策定中（意見公募手続中）であるため、プロポーザル参加意思表明書を提出した者に限り提供する。

イ 参加者募集に関する支援

参加者の募集については基本的に市で行うが、参加者数を十分に集められるよう側面的な支援を行うこと。

ウ 打ち合わせ協議等

市と入念な事前打ち合わせ協議を実施すること。

エ ワークショップの運営・進行

ワークショップの進行、ファシリテーション、参加者の議論の取りまとめを行うこと。

オ 議事録等とりまとめ

ワークショップ開催毎の議事録を作成すること。

カ 基本方針の方向性

ワークショップでの意見をもとに事業計画策定についての方向性の提示。

キ アフターフォロー

観光物産協会（仮称）の設立準備及び設立後において、地域資源を活かした滞在・着地型観光商品の開発、グリーンツーリズムの推進、物産普及、販売促進、新たな特産品開発等についてのアドバイスが可能な具体的に提示すること。

(3) その他追加提案

提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

5 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

6 業務実施における連絡・協議

本業務に際しては、契約締結以降、本市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

7 委託料

500,000円（消費税及び地方税を含む）を上限とする。

※ 事前打合せや実施会場までの旅費、会場で借用できる器具以外で使用する機器を含む。なお、ワークショップで使用する消耗品は市が負担するため、委託料に含めないこと。

8 支払い条件

市は、業務受注者から請求を受けたときは、その内容を精査し、適正であると認めた

時は、請求のあった日から30日以内に受託者の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

9 事業継続

今年度のワークショップの結果を踏まえて、来年度以降もワークショップを開催する場合は継続することがある。

10 留意事項

(1) 守秘義務

業務受注者は、本業務を行う上で知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

業務受注者は、本業務委託により知りえた個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約期間に終了後においても同様とする。

(3) 損害賠償責任

業務受注者が本業務の実施に際し、本市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、本市に起因するものを除き、全て受注者の責任として対応すること。

(5) 成果物に関する事項

事業が完了したら、次の物を成果物として提出すること。

・業務実施報告書 1部

・データを収納した記録媒体（CD-R等） 1部

なお、本市が当該委託事業に基づき依頼した作成物にかかる著作権は、全て本市に帰属するものとする。

(6) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要のない素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用すること。

(7) 成果品

11 納入場所

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市産業建設部経済雇用戦略課 宛

電話：089-982-1120（課内直通）

12 その他

(1) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託者の責任において行うこと。

(2) その他、仕様書に記載されていない事項については、市と受注者の双方が誠意をもって協議し対処すること。